

第三者評価結果

事業所名：保育園 ばんびーな

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成		第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		b
<コメント> 全体的な計画は、法人全体の保育理念、保育方針にもとづいて、日々の職員の声を汲み上げて、系列園のリーダー、園長で作成しています。児童憲章や児童福祉法などの趣旨をとらえて、保育に関する基本原則や保育所の社会的責任などを設定していますが、十分ではないと課題としています。保育所保育指針が示している子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助やかかわり方、1～5歳児における5領域に沿った保育のねらいと内容などを設定し、養護と教育を一体的に行うことが明示されています。全体的な計画をもとに、園の特色や地域の実態などを考慮して、園としての計画を完成させています。職員は、全体的な計画をもとにクラスごとに行われている会議で年間指導計画を作成し、月間指導計画（育ちと記録の計画）、日々の活動内容の計画につなげています。全体的な計画は、年間を通した保育実践についての振り返りを行い、年度末のミーティングで作成された内容を全職員に確認し、承認され、職員に周知して実施しています。		
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		b
<コメント> 乳児クラスの部屋と、幼児クラスの部屋に分かれています。ビルの1階ということで、外部から直接子どもたちが見えないように工夫されていますが、室内は明るく木目の温かみのある室内になっています。感染症予防のため、手の消毒以外にも、空気清浄機や1時間に1回5分の換気をして衛生管理に努めています。各ワンフロアに可動式の棚を用意して、子どもの活動に見合った環境を整えるようにし、おもちゃの消毒など衛生管理に努めています。子どもが思うように落ち着くことが難しい場合もあります。トイレは1か所なので乳児、幼児で共有しています。職員は、子どもの使用後に拭き上げをすぐにして清潔を保っています。食事や睡眠は特に別スペースではありませんが、十分な空間が確保されています。園では、現在の状態よりも、子どもがゆったりできる部分がさらに持っているように工夫に努めています。		
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		a
<コメント> 法人では、叱らずに子どもと向き合う事を大切にしています。そして、子どものペースに応じた指導を心がけており、子どもたちが日々の活動の中で成功体験を積み重ねていくことで、達成感を味わえるように、誉め言葉をかけるなどしています。職員は、子どもの気持ちに寄り添い、言葉で充分表現をできない思いを表情で汲み取りながら、わかりやすい言葉で対応するように保育にあたっています。法人では年4回「ティーチャーズトレーニング」を通じて場面ごとの適切な声かけ方法や制止させる言葉などを不必要に用いないことを学んでいます。そして、子ども自身が職員との信頼関係を構築し、自分の気持ち、思いを十分に伝えられるよう肯定的に受け止めるように努めています。発達の過程を目安に年齢以上の物を求めすぎないよう支援をしています。子どもや家庭の状況は児童票に記録され職員に共有されています。		
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a
<コメント> 理念に「生きる力を身に付ける保育」とあります。園では、子ども自身が自分でやってみようとする主体的に取り組めるように、一人ひとりの発達に合わせた対応をしています。例えば、子どもが着替えを自分でできたと見せに来た時などは、大いに褒めて子どもが次も自分で頑張ろうと思えるような声かけに努め、家庭にも着やすい服の用意なども協力をお願いしています。子どもが、やりたくないという時には、強制はせずにその子の成長や、その日の様子を見て個別に対応をしています。活動は静動のメリハリをつけ、よく遊び、よく食べ、よく寝るという生活のリズムがとれるよう日々の活動内容に配慮しています。異年齢の交流があるので、年上の子どもの様子を年下の子がよく見て、自分もやってみようという気持ちが育まれています。手洗い、うがい、マスクの必要性については、何故必要なのかを、年齢に見合った方法や言葉で職員が伝え、子どもたち自身が体を守れるように努めています。		

【A5】 A－1－(2)－④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> おもちゃなどは子どもが～したいという内容に合わせて職員が出し、子どもが主体的に遊べる環境を作っています。また、サークル活動を通じて自分の気持ちや、相手の気持ちを聞く機会があり、人間関係が育めるよう職員は言葉の橋渡しをするなどして援助しています。散歩の時には交通ルールや挨拶が自然に身に付くように職員が手本となり示しています。近隣の公園に行く以外にも、園バスで芋ほりに出かけたり、森林公園で木登りをしたり、動植物を通じて季節を感じています。当初、体幹や足が弱い子どもたちも、現在では30分以上歩いて散歩ができるように整ってきています。近隣の公園に園で育てた花を植えに行ったり、出かけた先でシルバー人材さんたちとの交流、藍染等をする時には近隣の花屋から子どもにも出来るもののアドバイスをもらうなど、地域との交流が見られています。園には廃材が自由に使えるよう準備しており、子どもたちが思いおもしろい作品を自由に作れる環境があります。	
【A6】 A－1－(2)－⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
<コメント> 0歳児は在園していない為、非該当になります。	
【A7】 A－1－(2)－⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 子どもの自己主張が強まる時期なので、子どもたちの言葉を肯定的に受け止め、自己肯定力が育まれるように見守り、支援しています。子どもが、一人で遊びに集中できる環境を整え、職員と一緒に遊んだり、他の方法を見せるなどして遊びの幅が広がり、子どもたちが色々なものに興味を持てるように工夫しています。噛みつき、ひっかきなどは成長過程の一つであることは保護者にも知らせ、職員は子どもが何故そのような行動を取ったかの要因を職員全体会議で確認し、対応策を検討して再発防止に努めています。幼児との異年齢の交流や、栄養士との交流もあります。子どもの受け入れと送り出しは担当職員がおり、連絡用アプリケーションの利用によって家庭との連携が取れています。経験年数の少ない職員への保護者対応へのフォロー体制をさらに強めるように取り組んでいます。	
【A8】 A－1－(2)－⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 子どもたちが、年齢に沿った達成感が感じられるように対応をしています。例えば、ドッジボールなどは3歳児は、円の中から出ないで、ボールが当たったら外に出るという遊びをしてボールに慣れるようにしています。4歳児は、遊びの中で自分がしたい事と、お友だちがしたいことが違う事に気がつき、どうしたら良いか、友だちとの関係性を自分で考える機会を持っているようにしています。5歳児は、友だちと一緒に楽しむためには、自分はどうしたら良いか、お友だちはどうしたいのかサークル活動を通じてお互いの意見を聞いて、クラスで何かを作り上げる楽しさや達成感が感じられるように職員は支援しています。リーダーは乳児会議、幼児会議に加わり、クラス運営について把握し、指導しています。例年は子どもたちの活動や取組について、保育参加や生活発表会で保護者に直接見ってもらう機会を作っています。	
【A9】 A－1－(2)－⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 園は、バリアフリーで多機能トイレも設置されています。子ども一人ひとりに合わせた指導計画にもとづいた、発達支援記録を作成しています。さらに、療育センターの巡回などでは、専門的な視点からのアドバイスや、保護者の意向を聞いて指導計画へ反映しています。子どもは異年齢クラスでの活動から人には違いがあることを学び、お友だちが困った時には協力する姿勢が訪問時にもみられました。子どもの様子に応じて落ち着ける空間を用意することで、一人ひとりが安心できるように配慮しています。職員は、園内の研修だけでなく、療育センターの巡回時のアドバイスを受けたり、療育センターに年3回ほど訪問して障害を持つ子どもとのかかわり方について学んでいます。障害のある子どもから入園希望があった場合は、全職員で話し合い、園の状況に合わせた受け入れについて対応しています。園では障害に対する知識をさらに深めたいと考えています。	

【A10】 A－1－(2)－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		b
<コメント> 子どもたちのそれぞれの在園時間に応じて、生活リズムや静と動のバランスなどを考慮し、保育内容を計画しています。異年齢での合同保育になる時間帯は、小さい子どものペースに合わせながら安全に過ごせるよう配慮しています。年上の子どもが年下の子どもにおもちゃを貸してあげたり、お世話をしたりしています。ゆったりと過ごせるようにマットなどを用いて横になれるスペースを作り、子どもの様子を観察しながら休息が必要な際に適切にとれるようにしています。子どもの降園が17：00以降から合同保育になり、18：30時半以降になる場合は夕食を提供できるよう体制を整えています。園での子どもの様子や健康状態などは、登園表などに記録しているほか、重要な申し送り事項は引き継ぎミーティングで必ず共有しています。引き継ぎ事項で名前の挙がっていない子どもは、その日のエピソードの伝え方が大切であることを職員間でさらに深めていきたいと考えています。		
【A11】 A－1－(2)－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		b
<コメント> 全体的な計画の中に小学校との連携という項目があり、近隣の小学校訪問、給食体験、小学校体験による1年生との交流、学校開放への参加や散歩コースに小学校への道を取り入れるなどして、子どもたちが就学に向けて期待感が持てるように努めています。また、中区の年長児交流では駅伝大会があるなど例年の取組が行われています。保護者とは就学前に面談を行い、就学への見通しが立てられるように努めています。懇親会では、子どもも就学への見通しが持てるように、親子で約束事を考えるなど、家庭でも就学への意識が持てるように工夫しています。職員、幼保小連絡会議に参加をするなどして、小学校との連携を図っています。保育所児童要録は、担任職員が作成し、リーダー、園長が確認をし就学先に届けています。その際には、子どもへの配慮など必要な事を伝えています。今年は、コロナ禍で十分な取組が出来ていません。		
A－1－(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】 A－1－(3)－① 子どもの健康管理を適切に行っている。		a
<コメント> 法人の看護師が作成する、保健年間計画、感染症などに関するマニュアルが作成され、職員に周知されています。受け入れ時のケガ、体調は登園時の打刻システムの中に家庭での様子が記入され、受け入れ時の視診で確認し、登園表も活用し共有しています。保育時間内に起きたケガ、体調不良などは登園表への記載、ヒヤリハット報告などで職員間で共有し、再発防止に努めています。子どもの既往症や予防接種の状況などは、入園時に保護者に健康調査表に記入してもらい、職員間で共有しています。保健だよりを通じて、季節ごとの感染症、子どもの健康、園での衛生管理などについて情報提供しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識は、入職時の初任者研修で周知され、日々午睡チェック表を用いて10分おきに呼吸チェックをし、記録していますが、マニュアルは作成されていません。保護者に向けては保健だよりなどで伝え、うつぶせ寝をさせないなど注意喚起を呼びかけています。		
【A13】 A－1－(3)－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
<コメント> 園医健診年2回、歯科健診年2回、身体測定毎月、視聴覚検査（4歳児のみ）を実施して、子どもの健康管理に努めています。園医の健診は全園児の健診が終わった時に職員に向けてフィードバックがあり、子どもの健康状態の把握に努めています。また、健診前には歯科からアンケート用紙が配付され、内科健診は連絡帳アプリケーションを通じて質問事項などを聞いています。子どもに、健康の大切さ、歯磨きの大切さを日々の活動の中で年齢に応じて伝え、子ども自身も健康に意識を持てるように取り組んでいます。園では、健康診断、歯科健診の診断結果に応じて、食事や睡眠などの生活環境の見直しを行えるように、保護者と一緒に改善策を考え子どもの生活が整っていくように寄り添っています。		
【A14】 A－1－(3)－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
<コメント> アレルギーのある子どもについては、横浜市の「食物アレルギー対応マニュアル」や、法人で作成しているマニュアルに沿って適切な対応を実施するとともに、子どものかかりつけ医による生活管理指導表にもとづい、個々の状況に応じた対応を行っています。食物アレルギーのある子どもについては、保護者と栄養士、担当保育士で次月の献立表や子どもの状況などを確認し合っています。引き継ぎミーティング時にアレルギー食の確認を行い、給食は、食具、ダスターの色を変更し、職員もエプロンの色を変え、子どもの席を離すなどして、誤食や事故防止に努めています。職員は、園内研修や外部研修でアレルギー疾患に関する知識を深めており、事故が発生した際の対応体制についても学び合っています。アレルギー疾患についての情報などを園便りや給食便りなどに掲載し、保護者の理解を深められるよう努めています。		

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 年間食育計画を作成しており、子どもたちの年齢に沿った栽培、クッキング等の取組があります。法人で畑を所有し、園バスを利用して、栽培や収穫体験を行い、子どもの関心を深めています。「給食だより」を毎月発行して、食育目標、レシピの紹介、季節の情報、食についてのコラムなどを掲載しています。園では、感染症拡大防止として一つのテーブルに2人ずつ同じ方向を向いて座り、黙食で食事を取るようにしています。園では、完食を強制していませんが、できるだけ色々な味や食材を体験してほしいと考えています。食べられなかったものが食べられた時には、大いに褒めて次につなげられるような対応をしています。食器と食具は、年齢や発達に応じて形状や大きさを変えています。園では保護者に向けて、いつもの朝食をどのようにすれば理想の朝食になるかなど、園の取組をベースに家庭でもできる栄養管理の情報提供をしています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 園では、検食内容を記載し、毎月、給食会議で栄養士と子どもの喫食状況を共有する時間を設けています。子どもたちの好き嫌い、食べやすい形などについて情報共有して献立作成に役立てています。例えば、キノコは割いて提供することで、子どもたちの喫食状況が良くなった事例があります。旬のものを取り入れ、和洋食バラエティー豊かな献立を提供し、見た目にも楽しい行事食も取り入れています。年間保育計画と食育計画が連動するように、年齢に応じた食育活動を栄養士と保育者と共に計画して、活動内容が充実するように取り組んでいます。栄養士は、子どもたちからの感想を園内で聞いたり、週に1、2回パネルを使って栄養の話をする時間があります。調理室は、衛生管理マニュアルに沿って、調理に携わる職員の健康管理、調理室内温度管理などを徹底しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> 園では、ICTアプリケーションを使って、子どもたちの様子を文面だけでなく写真とともに送り、保護者がイメージしやすいように努めています。また、アプリケーションでの連絡や登降園の機会に、園での様子を交えながら家庭での様子を聞き取るように心掛け、子どもと保護者の支援に努めています。また、園だよりなどで子どもたちの様子、日々の取組を知らせています。クラスによっては、年間目標、クラス目標などが子どもたちの活動と結びついている事を分かりやすく伝えています。懇談会、面談、行事を通じて子どもの育ちを園と共有し、保護者が子育てなどで悩んでいる時、必要に応じて面談をするなどして子どもの成長のの見通しが持てるように支援をしています。これらの情報を職員間で共有し、園全体で、子ども、保護者を見守る体制があります。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 園長及び職員は、保護者との日々のコミュニケーションを積極的に図るよう心がけ、急な延長にも対応し、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めています。個別面談は、保護者の希望に応じて随時受け付け、5歳児クラスでは就学前に個別面談を行っています。相談を受け付けた際は、保護者の都合に配慮して日時を設定し、きめ細やかな対応ができるようにしています。相談を受けた職員が適切な対応ができるよう、園長や主任がアドバイスをっており、複数で対応できる体制を整えています。内容によっては、栄養士が対応するほか、園長、リーダーが同席するなどしています。保護者には園からの支援は十分でないとの認識があり、課題となっています。リーダーや職員が保護者対応などに関する外部研修に参加するなどして、研修内容を園内で報告し、共有を図っています。相談や対応の内容については面談シートに記録して職員間で共有しており、その後の保護者の様子を確認しながら、継続的にフォローができるようにしています。	

【A19】 A－2－(2)－② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 虐待防止マニュアルがあり、虐待の早期発見に取り組んでいます。朝の視診で子どもの体にあるケガなどは、保護者に確認をしています。また、子どもの様子や、何気ない会話にも耳を傾け、虐待が未然に防げるように配慮しています。虐待が疑われた時には、ケガ、痣の部分を写真に撮り、園長が関係機関との窓口となり、連携をとる体制があります。また、保護者にも行政からの子育て相談や虐待通報義務についてのお知らせを配付し、虐待防止のポスターも掲示するなど周知に努めています。職員の言葉遣いも、人権侵害、虐待に繋がる事を踏まえて自己評価シートなどで振り返りをしています。子ども入園のしおりでは、園として、児童の人権の養護と虐待防止のための対応について明記されています。園では、虐待に関する対応などについて、日々の会話から職員は共有していますが、マニュアルにもとづいた研修は実施できていません。今後は研修を通じて確認等をする事が望まれます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A－3－(1)－① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 職員は、ミーティングでの話し合いや保育日誌などの記録を通して、日々の保育実践の振り返りを行い、反省を記載しています。年間指導計画に沿った「育ちの記録と計画」については、月ごとに振り返り、期ごとにエピソード記録をもとに、振り返りでも意見交換を行いながら実施しています。評価にあたっては、子ども一人ひとりが活動に取り組む姿や成長していく様子などに配慮して行っており、次の保育内容や活動内容の計画作成に生かしています。法人の勉強会（研修）は、年3～4回実施され、映像を見ながらのグループワークを通して、保育の振り返りを行っています。保育士等の自己評価は年1～2回行われ、その都度、園長が面談を行っています。職員個々の自己評価から各自の保育実践に対する思いや反省点を通して意見交換を行い、園全体の自己評価につなげています。個々の自己評価の結果を踏まえ、各自の課題点を抽出し、各自の目標設定を行っています。	